

「平成 18 年度 P R T R データの概要 －化学物質の排出量・移動量の集計結果－」について

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき導入された「P R T R 制度」（化学物質排出移動量届出制度）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある 354 種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を公表することとされています。

今般、平成 18 年度の 1 年間に届出対象事業者が把握し、平成 19 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで（6 月 30 日が土日の場合は、次の月曜日まで）に届け出られた全国で 40,980(40,795*) 事業所からの排出量・移動量について全国・全物質で集計したところ、排出量が 245 千トン（259 千トン*）、移動量が 225 千トン（229 千トン*）、排出量と移動量の合計では 471 千トン（488 千トン*）でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量（対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量）については、全国の合計で 315 千トン（347 千トン*）でした。

経済産業省及び環境省は共同で、法施行後 6 回目となる集計結果の公表を行うとともに、その概要を冊子「平成 18 年度 P R T R データの概要－化学物質の排出量・移動量の集計結果－」にまとめました。

以下に、そのポイントを記述します。

（* : 平成 17 年度の集計結果。昨年 2 月の公表後に変更された届出事項を反映したもの。）

2. 集計結果の概要

(1) 届出排出量・移動量の集計結果(別紙1及び別紙2参照)

1) 全国・全物質の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総届出排出量・移動量 471 千トンに対して総届出排出量 245 千トン、総届出移動量 225 千トンとなっています。

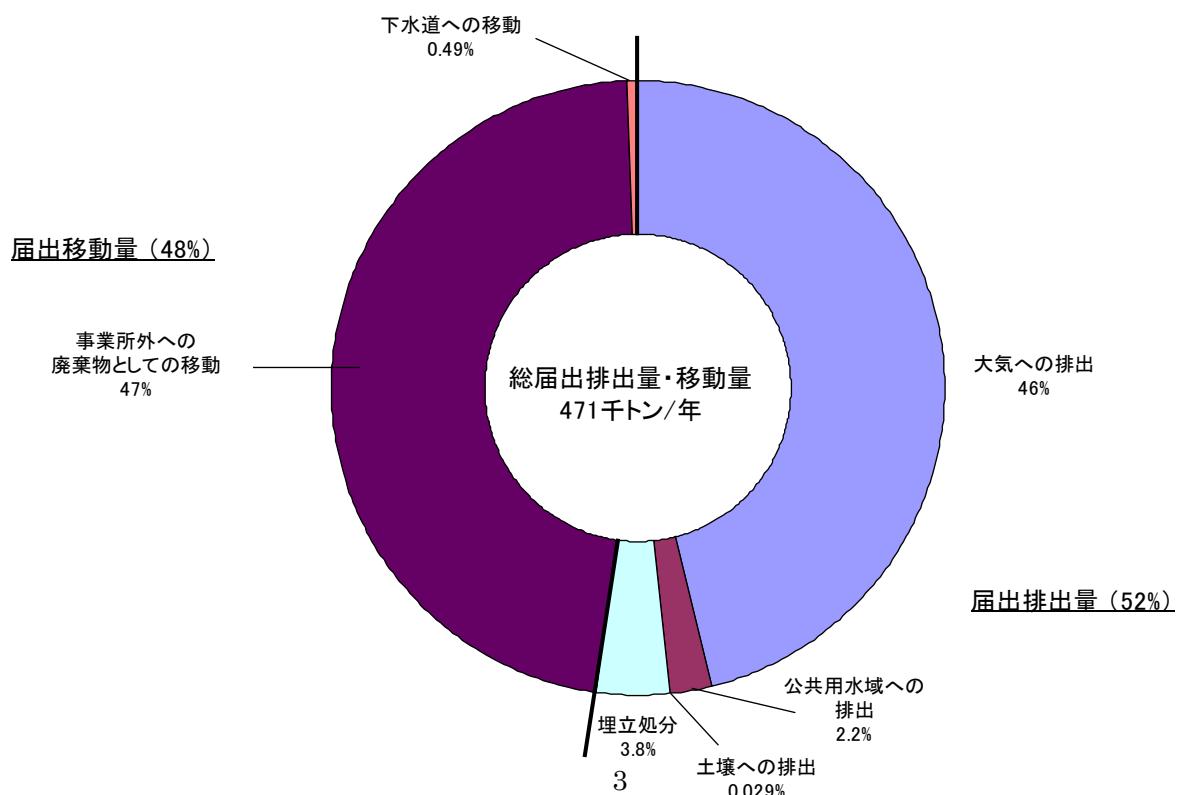
総届出排出量の内訳は、大気への排出 217 千トン、公共用水域への排出 11 千トン、土壤への排出 0.14 千トン、事業所内での埋立処分 18 千トンとなっています。また、総届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動 223 千トン、下水道への移動 2.3 千トンとなっています。

総届出排出量・移動量

総届出排出量	総届出排出量に対する構成比	総届出排出量・移動量に対する構成比
大気への排出 : 217 千トン	88%	46%
公共用水域への排出 : 11 千トン	4.3%	2.2%
土壤への排出 : 0.14 千トン	0.056%	0.029%
事業所内での埋立処分 : 18 千トン	7.3%	3.6%
小計 : 245 千トン	100%	52%
総届出移動量	総届出移動量に対する構成比	総届出排出量・移動量に対する構成比
事業所外への廃棄物としての移動 : 223 千トン	99%	47%
下水道への移動 : 2.3 千トン	1.0%	0.49%
小計 : 225 千トン	100%	48%
合計 : 471 千トン	—	100%

※以降、構成比は有効数字2桁で示す。

総届出排出量・移動量



2) 全国の届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位 10 物質の合計は 354 千トンで、総届出排出量・移動量 471 千トンの 75%に当たります。

上位 5 物質は、
合成原料や溶剤として幅広く用いられる

- ① トルエン : 155 千トン (構成比 33%)
② キシレン : 57 千トン (" 12%)

金属洗浄などに用いられる

- ③ 塩化メチレン : 30 千トン (" 6.4%)

特殊鋼・電池などに用いられる

- ④ マンガン及びその化合物 : 29 千トン (" 6.2%)

合成原料や溶剤などに用いられる

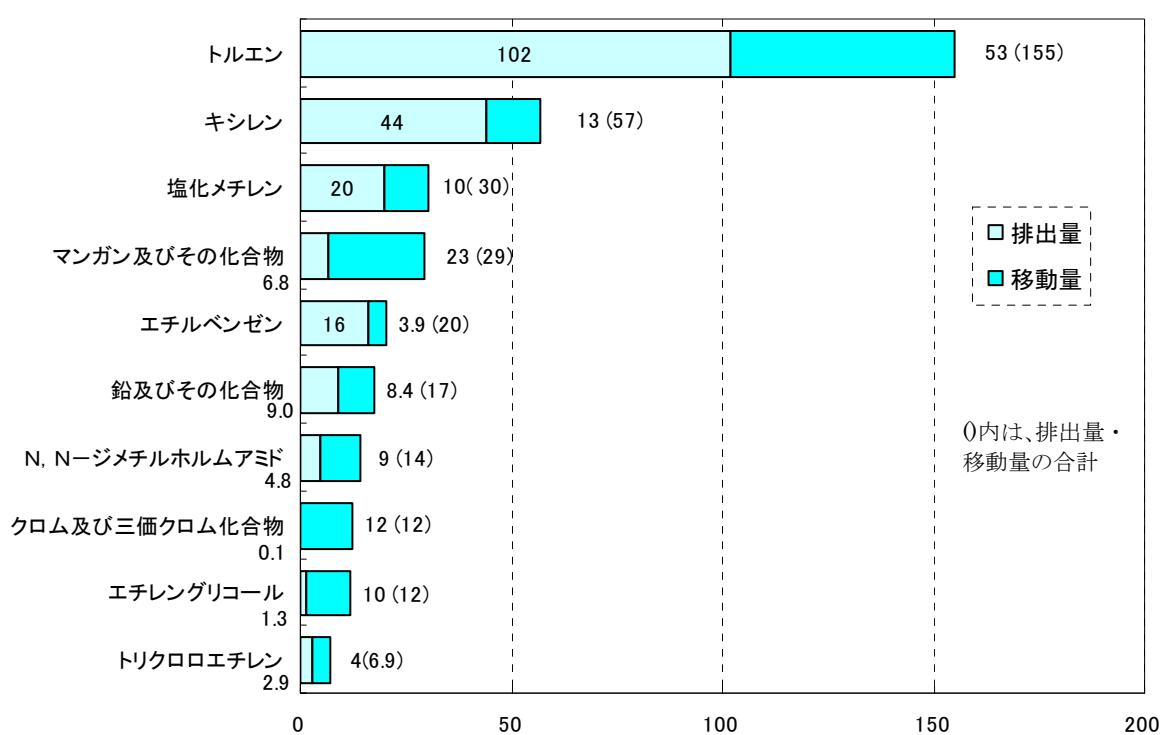
- ⑤ エチルベンゼン : 20 千トン (" 4.3%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量・移動量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量・移動量上位 10 物質とその量

(単位:千トン/年)



3) 全国の届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位 10 物質の合計は 215 千トンで、総届出排出量 245 千トンの 87%に当たります。

上位 5 物質は、
合成原料や溶剤などに用いられる

- ① トルエン : 102 千トン (構成比 41.5%)
② キシレン : 44 千トン (" 17.9%)

金属洗浄などに用いられる

- ③ 塩化メチレン : 20 千トン (" 8.0%)

合成原料や溶剤などに用いられる

- ④ エチルベンゼン : 16 千トン (" 6.6%)

バッテリー・光学ガラス・顔料などに用いられる

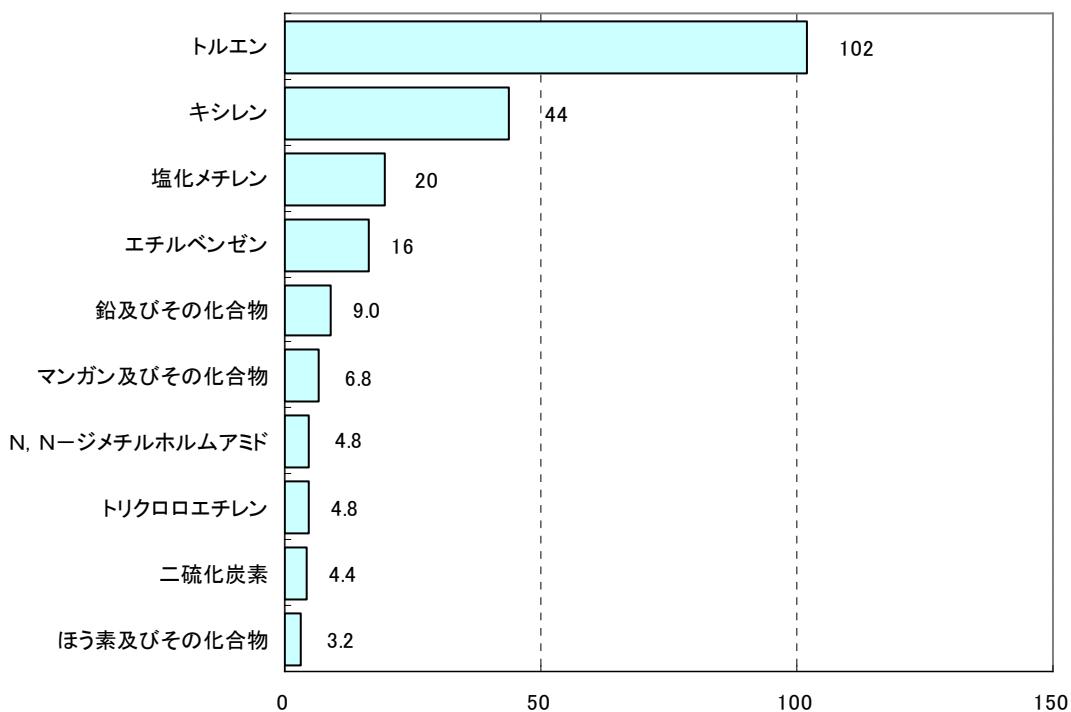
- ⑤ 鉛及びその化合物 : 9.0 千トン (" 3.7%)

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量上位 10 物質とその量

(単位:千トン/年)



4) 業種別の届出排出量・移動量

製造業・非製造業を併せた全 45 業種のうち、製造業（23 業種）における届出排出量・移動量の合計は 454 千トンで、総届出排出量・移動量 471 千トンの 96% を占めます。

また、届出排出量・移動量の多い上位 10 業種の合計は 400 千トンで、総届出排出量・移動量の 85% に当たります。

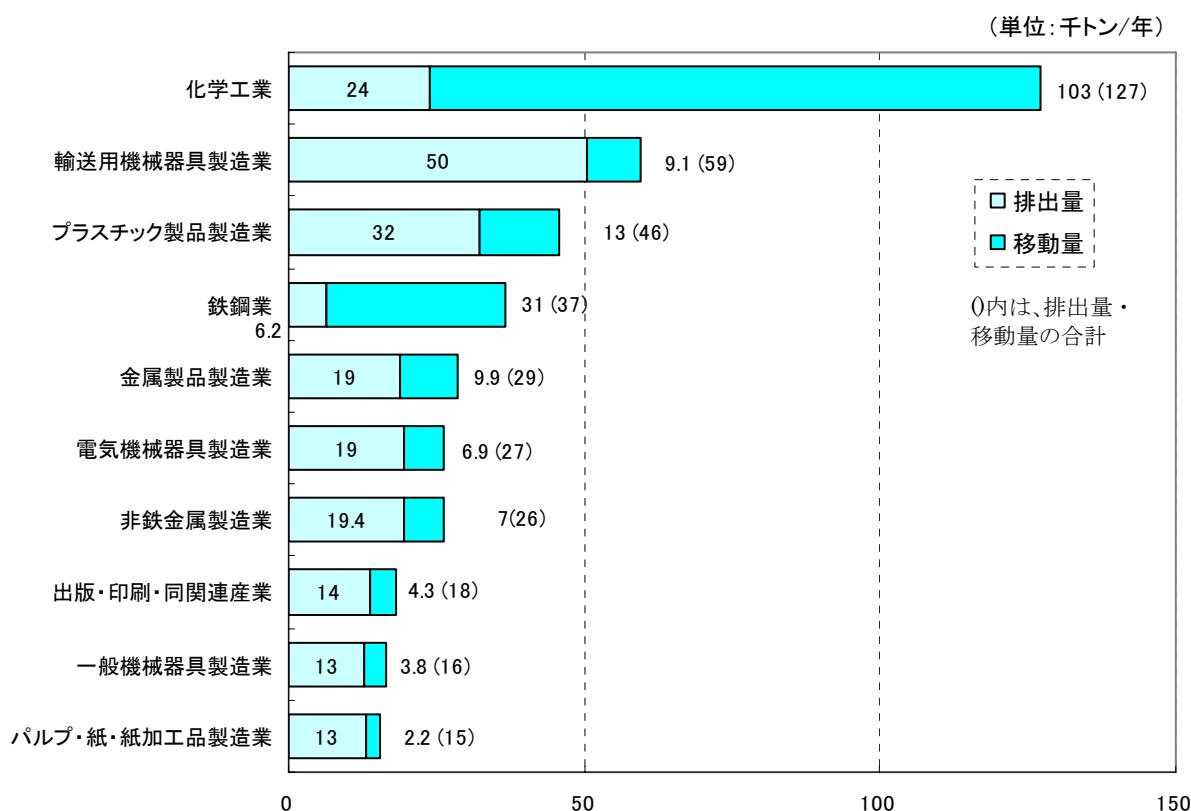
上位 10 業種は、

- | | | |
|-----------------|---|-------------------|
| ① 化学工業 | : | 127 千トン (構成比 27%) |
| ② 輸送用機械器具製造業 | : | 59 千トン (" 13%) |
| ③ プラスチック製品製造業 | : | 46 千トン (" 9.7%) |
| ④ 鉄鋼業 | : | 37 千トン (" 7.8%) |
| ⑤ 金属製品製造業 | : | 29 千トン (" 6.1%) |
| ⑥ 電気機械器具製造業 | : | 27 千トン (" 5.6%) |
| ⑦ 非鉄金属製造業 | : | 26 千トン (" 5.6%) |
| ⑧ 出版・印刷・同関連産業 | : | 18 千トン (" 3.8%) |
| ⑨ 一般機械器具製造業 | : | 16 千トン (" 3.5%) |
| ⑩ パルプ・紙・紙加工品製造業 | : | 15 千トン (" 3.3%) |

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量・移動量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量・移動量上位 10 業種とその量



5) 業種別の届出排出量

製造業・非製造業を併せた全45業種における届出排出量の合計は245千トンです。

また、届出排出量の多い上位10業種の合計は203千トンで、総届出排出量の83%に当たります。

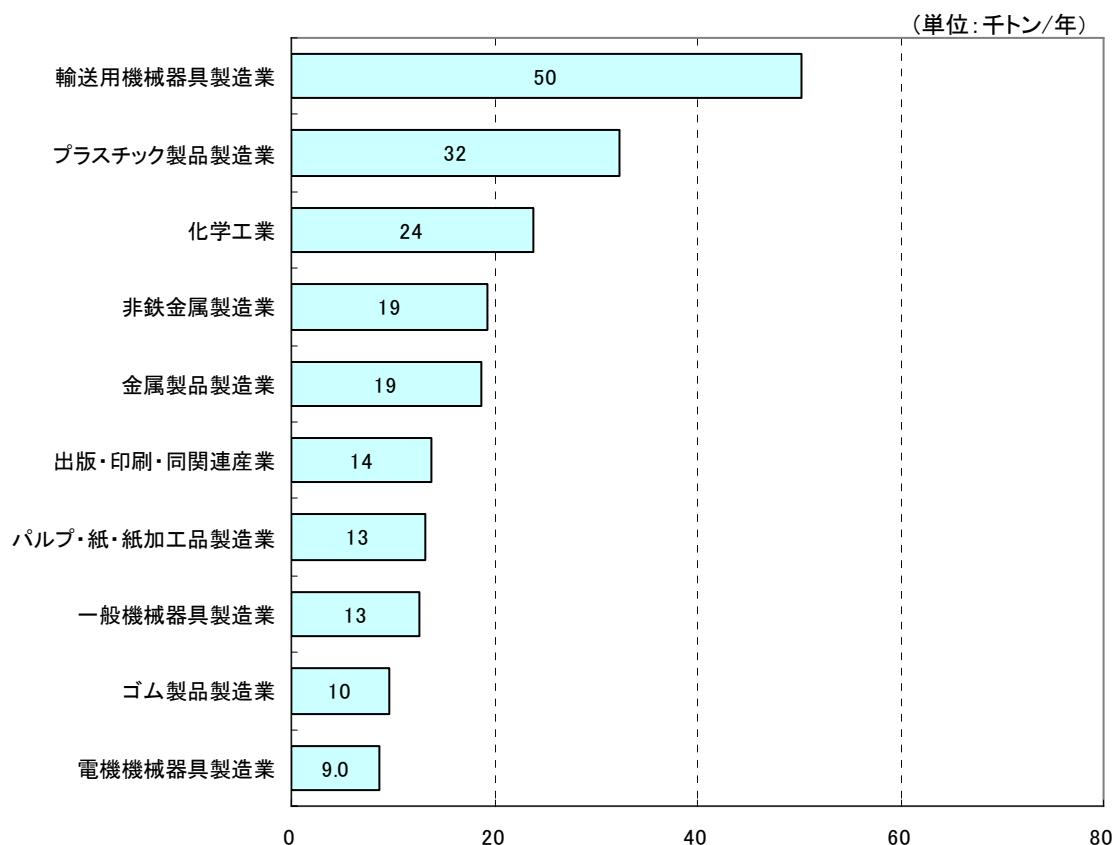
上位10業種は、

- | | | |
|-----------------|----------|-----------|
| ① 輸送用機械器具製造業 | : 50千トン | (構成比 21%) |
| ② プラスチック製品製造業 | : 32千トン | (" 13%) |
| ③ 化学工業 | : 24千トン | (" 9.7%) |
| ④ 非鉄金属製造業 | : 19千トン | (" 7.9%) |
| ⑤ 金属製品製造業 | : 19千トン | (" 7.6%) |
| ⑥ 出版・印刷・同関連産業 | : 14千トン | (" 5.6%) |
| ⑦ パルプ・紙・紙加工品製造業 | : 13千トン | (" 5.4%) |
| ⑧ 一般機械器具製造業 | : 13千トン | (" 5.2%) |
| ⑨ ゴム製品製造業 | : 9.7千トン | (" 4.0%) |
| ⑩ 電機機械器具製造業 | : 8.8千トン | (" 3.6%) |

の順となっています。

※括弧内は、総届出排出量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量上位10業種とその量



(2) 届出外排出量の集計結果（別紙3参照）

1) 全国・全物質の届出外排出量

経済産業省及び環境省が推計を行った平成18年度の全国の届出外排出量の合計は、315千トンです。

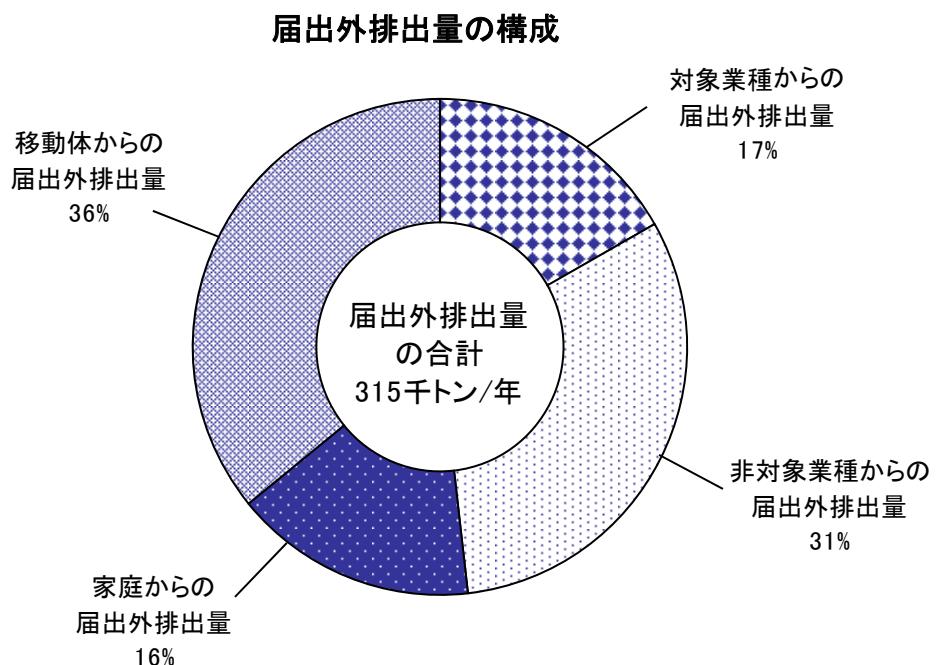
その内訳は、

- ・ 対象業種からの届出外排出量* : 53千トン（構成比 17%）
- ・ 非対象業種からの排出量 : 99千トン（〃 31%）
- ・ 家庭からの排出量 : 50千トン（〃 16%）
- ・ 移動体からの排出量 : 113千トン（〃 36%）

です。

*) 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

※括弧内は、届出外排出量の合計に対する構成比を示す。



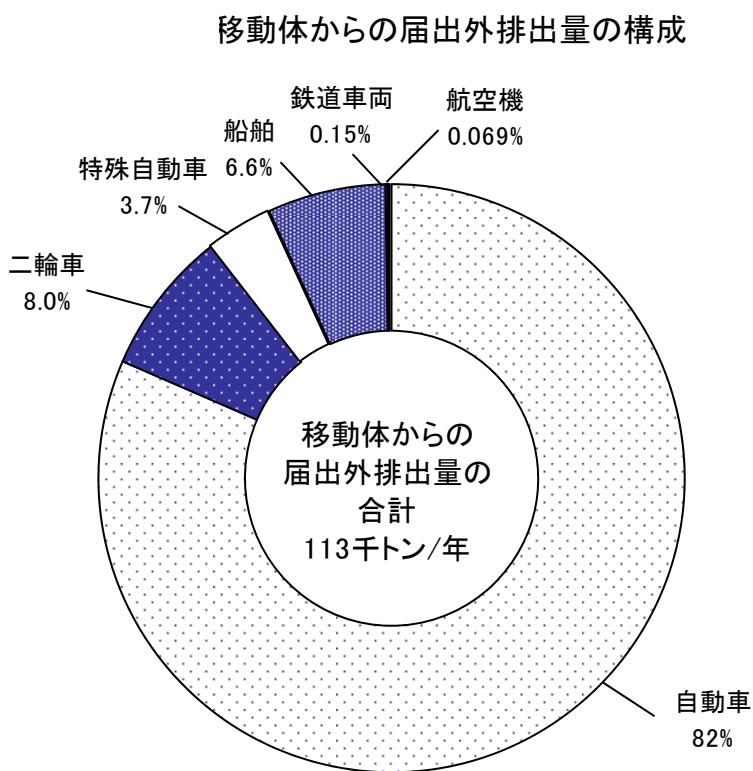
2) 移動体からの届出外排出量

移動体からの排出量（113千トン）の内訳は、

- ・ 自動車 : 92千トン（構成比 82%）
- ・ 二輪車 : 9.0千トン（〃 8.0%）
- ・ 特殊自動車（産業機械、建設機械、農業機械） : 4.1千トン（〃 3.7%）
- ・ 船舶 : 7.5千トン（〃 6.6%）
- ・ 鉄道車両 : 0.17千トン（〃 0.15%）
- ・ 航空機 : 0.078千トン（〃 0.069%）

です。

※括弧内は、移動体からの届出外排出量の合計に対する構成比を示す。

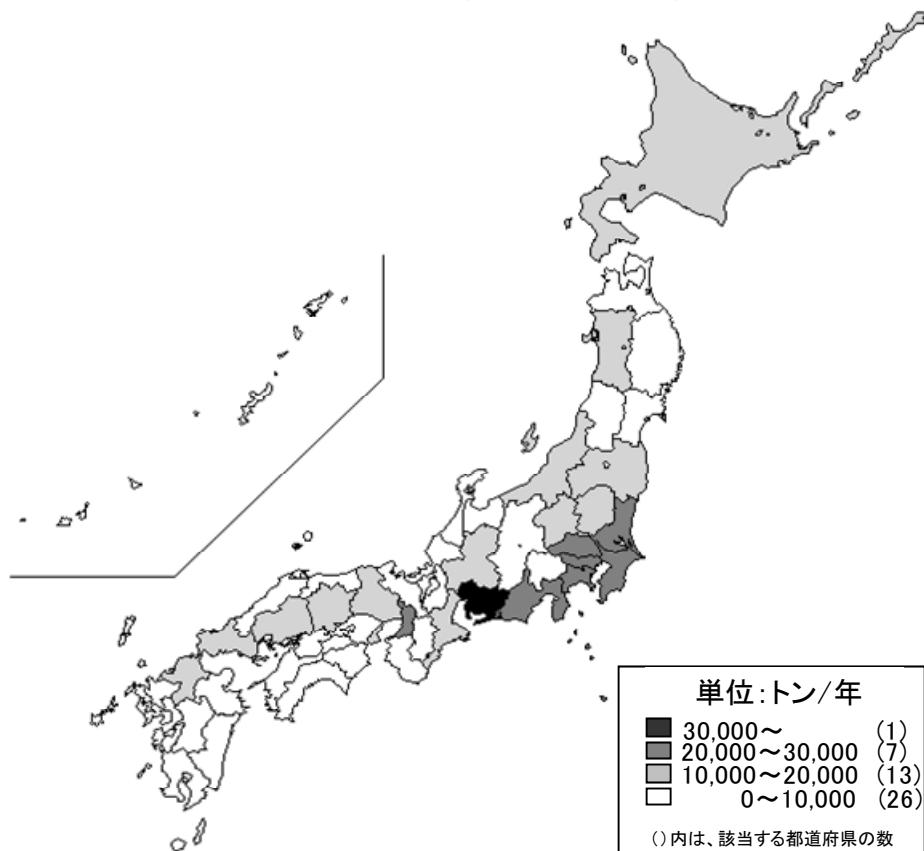


(3) 届出排出量と届出外排出量の合計（別紙3参照）

1) 全国の届出排出量と届出外排出量の合計

全国の届出排出量（245千トン）と届出外排出量（315千トン）の合計は、560千トンです。
都道府県別の概観は以下のとおりです。

都道府県別の届出排出量・届出外排出量の合計



2) 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位 10 物質の合計は 427 千トンで、全体の 76%に当たります。

上位 5 物質は、

溶剤・合成原料に用いられる他、自動車などの排出ガス、塗料等に含まれる

① トルエン : 179 千トン (構成比 32%)

② キシレン : 110 千トン (" 20%)

溶剤などに用いられる

③ エチルベンゼン : 35 千トン (" 6.3%)

金属洗浄などに用いられる

④ 塩化メチレン : 21 千トン (" 3.8%)

洗浄剤・化粧品などに用いられる

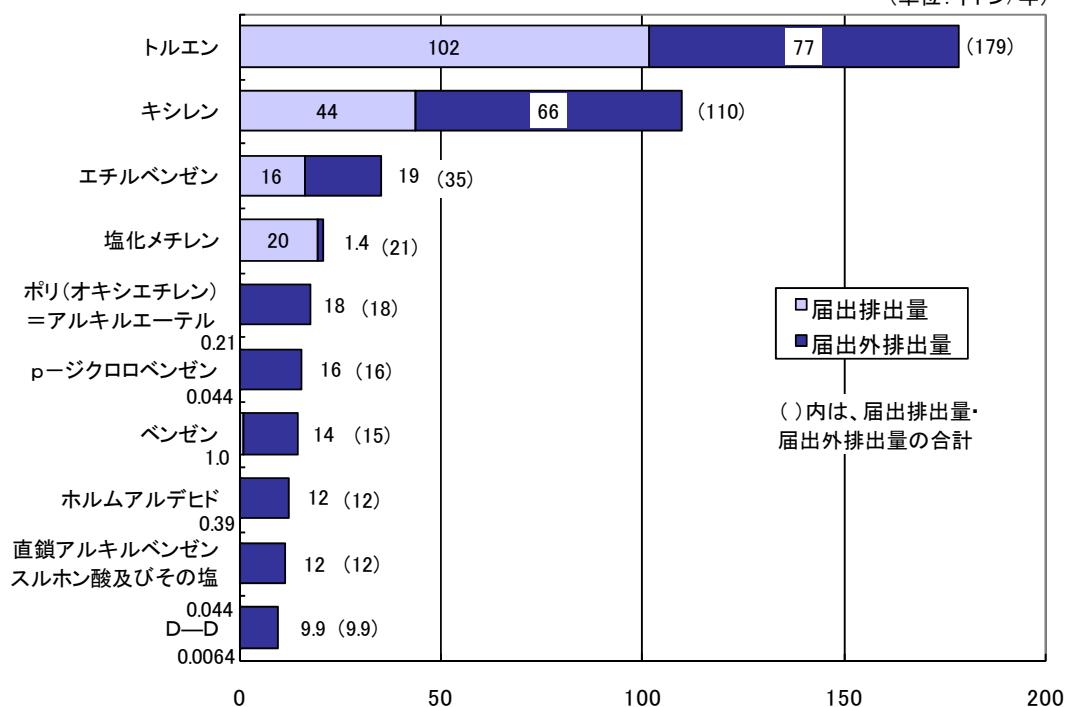
⑤ ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル : 18 千トン (" 3.2%)

の順となっています。

※括弧内は、届出排出量と届出外排出量の合計に対する構成比を示す。

届出排出量・届出外排出量上位10物質とその排出量

(単位:千トン/年)



(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の集計結果

全国の届出排出量・移動量

人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質 12 物質の届出排出量・移動量の合計は 9.8 千トンです。

上位 5 物質は、

- | | | |
|---------------|---|----------|
| ① ニッケル化合物 | : | 4.0 千トン |
| ② ベンゼン | : | 2.1 千トン |
| ③ 硫素及びその無機化合物 | : | 1.5 千トン |
| ④ 六価クロム化合物 | : | 0.57 千トン |
| ⑤ 石綿 | : | 0.51 千トン |

の順となっています。

また、ダイオキシン類の届出排出量・移動量は 3.5kg-TEQ となっています。

一方、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の合計に対する排出・移動先割合としては、事業所外への廃棄物としての移動が最も多く（構成比 67%）、次いで大気への排出（同 16.3%）、事業所における埋立処分（同 14.5%）などの順となっています。

